

介護人材の確保に取り組む団体を募集します！

熊本県では、介護人材の確保につながる主体的な取組みを後押しするため、介護職員の人材育成、職場への定着等に関する取組みを支援します。

補助対象となる団体

- 介護サービス事業所を運営する事業者団体
- 介護に関する職能団体
- 社会福祉連携推進法人（社会福祉連携推進法人設立に向けた一般社団法人設立の申請中、又は社会福祉連携推進法人の申請中の場合は、県が別途求める資料を提出の上、当該年度に限り補助対象とする。）

補助対象となる取組み

県内の介護人材の確保に寄与する、次のような取組み（複数の取組みを組み合わせることも可能）を補助対象とします。

介護人材確保の各種取組み

① 新たな人材確保の取組み

- 例）・団体等による合同就職面談会や学校説明会の実施
・採用計画策定やオンライン面接などの採用活動支援のためのアドバイザー派遣
・地元小中学生の職場体験会・仕事体験イベント など

★補助上限 2,500千円／1団体あたり



② 人材育成の取組み（研修等）

- 例）・専門職向け等のスキルアップ研修
・中間管理職養成等のキャリアアップ研修
・管理職向け人材育成・環境改善研修 など

★補助上限 1,250千円／1団体あたり



③ 人材定着の取組み

- 例）・現場業務の体系化・細分化支援
・介護助手導入支援
・人事管理・サービス管理制度導入支援 など

★補助上限 2,500千円／1団体あたり



補助金額・対象経費

- 1団体当たりの上限額は、2,500千円とします。（人材育成の取組みについては、1,250千円）※千円未満の端数は切捨て
- 対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料の経費のうち、事業遂行に必要なものとして認められたものに限りません。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象となりません。
- 営利を目的とする事業や国・県・市町村から別の補助金等を受けて実施する事業、「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」（県ホームページURL：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kaigo/238615.html>）等、県の別事業で対応可能な事業は、補助対象とはなりません。
- 団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）も補助対象とはなりません。

問合せ・申請先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 企画班

担当：上野

TEL：096-333-2215

- 申請書様式（県ホームページ「ウェルカム！くまもと介護の扉」）
【URL】<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/238948.html>

- 申請方法
LoGoフォームにてご提出ください。
【URL】<https://logoform.jp/form/x4b6/1101403>

- 申請期限
令和8年（2026年）9月30日（水）正午まで
※令和8年熊本地震の影響を考慮し、募集期間を再延長しています。
（再延長前の申請期限：令和8年（2026年）9月12日（土）正午まで）

その他

- 補助対象となる団体、取組み及び経費については、予算の範囲内で決定します。
- 申請数が多い場合は、交付額が申請額を下回ることがあります。
- 行政書士又は行政書士法人ではない者が、申請者から報酬を得て、本県申請書類を作成することは、行政書士法違反になります（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。



※交付要項、募集要項、Q&A集等は、県ホームページ [くまもと介護の扉](#) をご確認ください。

©2010熊本県くまモン